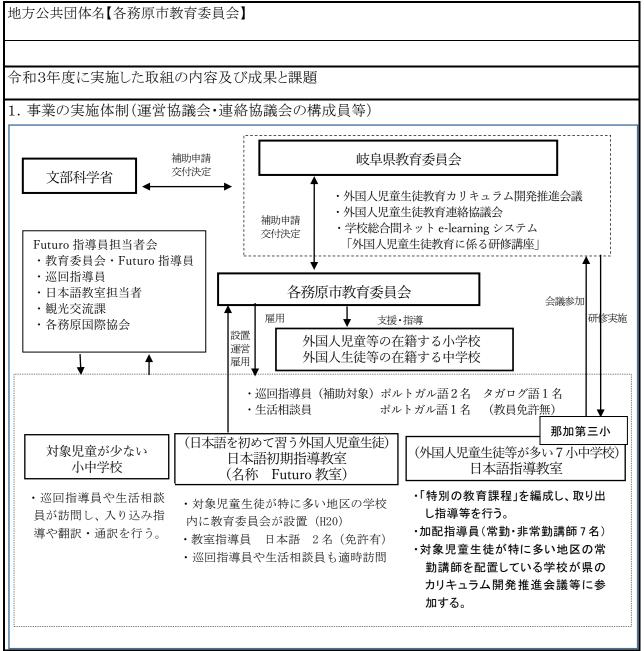
令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業) 事業内容報告書の概要



2. 具体の取組内容

- (1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営
- ・毎月1回「Futuro指導員担当者会」を設置し、運営する。この会議には、教育委員会担当者やFuturo指導員、巡回指導員で構成し、市内の児童生徒等の現状と課題を整理し、指導や支援の在り方について協議し改善に努める。
- ・この「Futuro 教室・日本語教室担当者会」において、年に2回、学校の日本語教室担当者や市の観光交流課、 外部講師等が入り、情報等を交流し連携を図る。また、実践交流を通して教材や指導方法を共有する。
- (2)学校における指導体制の構築
- ・外国人児童生徒等が多い学校(小学校7校、中学校 1 校)にて、「特別の教育課程」を編成した日本語指導教室を設け、指導を行っている。(常勤講師2名・非常勤講師6名)

- ・日本語を初めて学習する児童生徒等を対象に、市教育委員会が「初期指導教室」を設置。設置場所は、 外国人児童生徒等が特に多い地区の学校の施設内。市内の学校に編入した外国人児童生徒等が対象。日本の学校生活に慣れるための適応指導や初期日本語指導を、3カ月から6カ月の間、集中して受けることができる。
- ・日本語初期指導教室のある校区の小学校と中学校では、「特別の教育課程」を編成した日本語指導教室を設けて、初期指導教室終了後も、継続して日本語指導を行っている。また、市の拠点校として県主催の会議「外国人児童生徒教育カリキュラム開発推進会議」や「外国人児童生徒教育連絡協議会」に参加して、カリキュラムやワークシート等の作成を行ったり指導方法の工夫改善を図ったりしている。完成したワークシート等は、市内の学校に配付して活用する。
- ・「初期日本語指導教室」に家庭の事情で通えない児童生徒に対しては、巡回指導員が学校訪問して指導 する。また生活相談員も同様に学校訪問して指導したり、保護者の相談に応じたりする。
- ・今後も、指導が必要な児童生徒に対して「特別の教育課程」による指導が継続できるよう、教員の基礎定 数措置による配置を考えていく。また同時に、巡回指導員等を複数配置し、散在地域においても支援が 行き届く体制を継続できるようにする。
- R3 教員加配 8(常勤講師 2 名·非常勤講師 6 名)
- R4 教員加配 8(常勤講師 2 名·非常勤講師 6 名)
- R5 教員加配 8(常勤講師 2 名·非常勤講師 6 名)
- (3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- ・「特別の教育課程」を編成し「日本語指導教室」にて指導する職員は、学校総合間ネット e-learning システムの「外国人児童生徒教育に係る研修講座」を活用し、研修を行う。
- ・指導計画(「特別の教育課程編成・実施計画」)を作成し、市教育委員会に提出する。
- ・「日本語指導教室」を設ける学校では、対象となる児童生徒一人一人について指導計画 (「個別の指導計画」)を作成する。

(4)成果の普及

- ・市のHP等に実践の概要と成果を公表する。
- ・市の教員初任者指導研修会で、日本語初期指導教室の実践を紹介する。
- ・市内小中学校には、教育委員会通信にて、日本語初期指導教室等の実践を紹介する。
- (10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

① 日本語指導ができる支援員の名称及び人	② 児童生徒等の母語が分かる支援員の名称			
数	及び人数			
Futuro 教室指導員:日本語指導員 人数:2人	Futuro 巡回指導員:母語支援員			
	対応言語:ポルトガル語(2人)、			
	タガログ語・英語(1 人)			

- ・外国人児童生徒等の増加及び、編入の散在化の実情から、令和2年度より巡回指導員を1名増員 して計3名で指導している。
- ・Futuro 教室(日本語初期指導教室)に2人(6時間×5日×35週)の日本語指導員を派遣する。
- •Futuro 巡回指導員に 3 人(6 時間×5 日×35 週)の母語支援員を、市内の日本語指導を必要とする児童 生徒が在籍している学校(小学校 11校・中学校 6 校)を巡回訪問する。

3. 成果と課題

- (1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営
- ・各学校での外国人児童生徒の状況や課題について把握することができ、改善に向けて協議することができた。
- ・日本語指導の効果的な指導方法について、先進校の実践から学ぶことができた。
- ・効果的な教材や教材の活用の仕方について共有できた。
- ・市の関係課からの情報提供により、支援や指導の充実を図ることができた。
- (2)学校における指導体制の構築
- ・散在地域においても、日本語教室の設置や Futuro 日本語初期指導教室、Futuro 巡回指導員、生活 相談員の学校訪問等により、該当学校の外国人児童生徒への支援や指導にあたることができた。

- ・本取組を通して、外国人児童生徒の日本語の理解が進み、在籍学級での授業に参加することができるようになってきている。また、進学へとつなげることができた。
- ・巡回指導員や生活相談員が学校と本人や保護者のパイプ役となり、学習環境の改善や進路相談の充実に結びついている。
- (3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- ・「特別の教育課程」を編成し「日本語指導教室」にて指導する職員は、学校総合間ネット e-learning システムの「外国人児童生徒教育に係る研修講座」を活用し、研修を行う。
- ・指導計画(「特別の教育課程編成・実施計画」)を作成し、市教育委員会に提出する。
- ・「日本語指導教室」を設ける学校では、対象となる児童生徒一人一人について指導計画 (「個別の指導計画」)を作成する。

(4)成果の普及

- ・市のHP等に実践の概要と成果を公表する。
- ・市の教員初任者指導研修会で、日本語初期指導教室の実践を紹介する。
- ・市内小中学校には、教育委員会通信にて、日本語初期指導教室等の実践を紹介する。
- (10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣
- ・日本語指導の効果的な指導方法を共有することができた。
- ・外国人児童生徒の置かれている環境や学習状況の問題点等について把握し、改善に努めることができた。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	人 園	84 人 (12校)	34 人 (7校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		51 人 (6校)	7 人 (1校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・日本語初期指導教室について、外国人児童生徒の散在化に伴い、現在設置している学校の場所を、より 利便性の良い市内の中心部に移転することを昨年度より検討しており、準備を進めている。
- ・本市の多文化共生推進プランに携わりながら、関係課と連携・協力し、外国人児童生徒や家庭への情報 発信に努めていく。